

令和4年5月 日

(名称) 赤井川村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月末をもって中央バス「赤井川線」が廃止となり、令和4年4月より赤井川村地域公共交通バス（むらバス）の運行を開始した。 ・むらバスは高校生の通学のほか、買い物や通院等による日常的な利用がみられ、自家用車を持たない村民にとっては、重要な交通手段となっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車を持たない村民が赤井川村で生活し続けるための、村内や余市町等への交通手段の確保 ・村民の移動ニーズに即した新たな公共交通の運行 <p>【解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民ニーズに即し、効率性及び持続性を考慮した新たな公共交通の運行 ・赤井川村内及び余市町内での利用者ニーズの高い施設への立ち寄りを考慮した路線
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに運行する公共交通の利用者数1日平均10人以上とする。 ・新たに運行する公共交通の収支率を10%以上とする。
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・村民の生活圏自治体である余市町までの移動手段を確保することにより、自家用車を持たない村民が赤井川村で生活し続けられる環境を構築。 ・また、高齢者の免許返納の促進が期待される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>運行便数や運行ダイヤの見直し（協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市駅での他公共交通機関との接続性の確保（協議会） ・利用者の声を継続的に聴取する住民懇談会の実施（赤井川村）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<ul style="list-style-type: none"> ・赤井川村から運行事業者へ委託する委託料については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（聞き取りアンケート） ・住民ヒアリング（住民懇談会実施）

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

<p>① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし</p> <p>② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1) 事業の目標 ※該当なし</p> <p>(2) 事業の効果 ※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし</p>
<p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回（10月28日）：協議会設立、赤井川線の運行状況を踏まえた今後の取組 ・ 第2回（11月22日）：赤井川線の日曜祝日の運行休止に対する市町村有償運送による代替交通について ・ 第3回（2月7日）：地域公共交通計画策定に係る事業の実施内容案について <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回（6月3日）：計画策定業務に係る予算について ・ 第2回（9月14日）：計画策定支援業務について、アンケート調査について ・ 第3回（12月3日）：計画策定支援業務の中間報告 ・ 第4回（3月24日）：令和3年度実施予定の実証運行について <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回（6月11日）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画案、実証運行案 ・ 第2回（8月27日）：赤井川村地域公共交通実証運行について ・ 第3回（9月24日）：実証運行路線変更、観光庁補助事業を活用した民間バス会社による小樽・キロロ間等の実証運行 ※書面開催 ・ 第4回（11月17日）：自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の更新 ※書面開催 ・ 第5回（12月28日）：実証運行結果、赤井川村地域公共交通計画案 ・ 第6回（2月24日）：令和4年4月からの新たな公共交通運行体制、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更案 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回（5月27日）：令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画案

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和2年度及び令和3年度に実施した「住民懇談会」や「利用者アンケート調査」により、移動ニーズを把握した。
- ・調査結果に基づき、余市駅で他公共交通との接続強化及び訪問ニーズの高い施設へ立ち寄る運行路線及び運行ダイヤとする運行計画を検討した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 赤井川村字赤井川74-2

(所属) 赤井川村総務課総務係

(氏名) 末次 司

(電話) 0135-34-6211

(e-mail) soumu1@vill.akaigawa.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。